

## 北九州市国民保護協議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、北九州市国民保護協議会条例（平成18年北九州市条例第13号）（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、北九州市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

3 会長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、機関又は組織を代表して就任している委員については、その指名する者の代理出席を認めることができる。

### (部会における準用)

第3条 条例第4条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### (会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副市長が、その職務を代理する。

### (幹事会議)

第5条 会長は、協議会における審議を補佐させるため、必要に応じて、幹事の会議を開くことができる。

### (会議録)

第6条 会長は職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理室において処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めのあるものを除くほか必要な事項は、会長が定める。

### 付 則

この規程は、平成18年6月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。